

# 今年度の年賀葉書営業の重点は次の2点です

## 1. 自爆営業につながる不適正営業の根絶

## 2. 行き過ぎた営業指導等、ハラスメントの撲滅

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4100  
20年11月6日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953

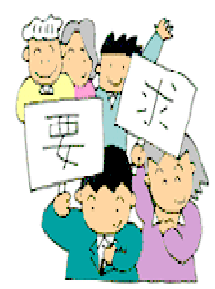
おはようございます。  
11月に入り、今年も残すところ2か月を切りました。  
先月29日から年賀葉書の発売も開始され、郵便局では最大の繁忙期を迎えます。年明けの繁忙期終了まで長丁場になります。健康と安全を最優先に事故の無いように乗り切りましょう。

郵政ユニオン長崎中央局支部は10月30日、(集配営業部)の元旦の出勤時間は7時30分とすること等、20項目からなる「2020年度年末始繁忙期要求書」を提出し、年末始繁忙期(以下年繁)における諸問題解決と円滑な業務運行について、長中局と交渉を開始しました。

今回の年繁要求書は、回答期を11月25日に指定しています。年繁

- ### 年賀葉書の不適正営業の撲滅に向けた取組 (抜粋)
- 1 コンプライアンス研修の実施【実施期限：10月9日】**  
実需に基づかない自社商品の買取りの禁止、ハラスメントの禁止等のコンプライアンスを徹底するため、管理者を含む全員にその内容を理解させるための研修を実施
  - 2 内部通報窓口の周知の徹底**  
行き過ぎた営業指導、その他の不適正営業を防止するため、ミーティング等で管理者が定期的に全員に対して説明
  - 3 実需に基づかない買取りの禁止**  
実需に基づかない買取り及び買取りの強要は厳禁
  - 4 立替払の禁止**  
立替払は、社員に勤務時間外営業・代金回収のリスクを負わせるため禁止
  - 5 自局の営業エリア外における営業活動の禁止**  
営業活動は自局の営業エリア内で実施するものであるため、自局の営業エリア外のお客様への営業を禁止
  - 6 購入申込書の取扱い**
    - ・記入漏れがないよう、お客様に依頼することを社員に対して指導
    - ・管理者が購入申込書の記載内容をチェックし、エリア外のお客様や実需のない事故購入による申し込みが存在しないか確認
    - ・購入申込書の確認
- 住所・氏名・電話番号などのお客様情報がすべて記載されていること
- ・申込者が社員やその家族の名前になっている場合は、実需のある購入であるかヒアリングを実施

回答を基に労使で問題の解決を図り、業務運行に生かすことが交渉の役割です。お歳暮ゆうパック取扱いの最初のピークである11月末までに回答を行い、交渉を終えることで円滑な業務運行



交渉は、要求書に回答すれば終わりというものではありません。

回答を基に労使で問題の解決を図り、業務運行に生かすことが交渉の役割です。お歳暮ゆうパック取扱いの最初のピークである11月末までに回答を行い、交渉を終えることで円滑な業務運行

となるよう対応を求めます。  
新型コロナウイルスの感染が拡大し、収束の見通しが立たないなかでの業務運行となる今年、新型コロナウイルス感染症の防止が最優先であり前提です。感染防止には、3密を避けること、換気を行うことが重要です。しかし短期のアルバイトが雇用され、勤務する社員が増える中で、感染防止を徹底するには強いリーダーシップが必要です。



これに伴い「自局の営業エリア外における営業活動の禁止」が強く言われています。また持ち出し当日の入金(販売できなかつた場合は持ち戻り

さて年賀葉書営業です。今年の営業の柱は、コンプライアンス順守の徹底「実需に基づく適正な営業」です。

販売強要の無い、実需に基づいた営業が確立されるかどうかターニングポイントとなります。気になる言動を見聞きした際には、組合役員までお知らせ下さい。



一昔前までは、年賀葉書販売は指標必達が求められてきました。また発売初日も販売数が40パーセントなど、時期ごとの販売数ガイドラインが設けられ数字に追い立てられていました。その為自爆営業が後を絶たず、マスコミなどにも取り上げられ社会問題にもなりました。

その他にも先の表にあるように、取り組み項目が示されています。

手続き)も厳守を求められています。このため営業エリア外の知人や親戚などへの営業は、社員に立替払いや勤務時間外営業・代金回収のリスクを負わせるため禁止となります。